

第 号 令和 年 月 日 ____ 殿 ____ 税務署長 _____ ㊞ 酒 類 保 存 命 令 通 知 書	
(製造場の所在地及び名称)	
上記の酒類製造場から移出する酒類に対する酒税の納税の担保として、酒税法第 31 条第 1 項の規定により、下記のとおり酒類を保存することを命じます。 なお、酒類を分割して保存したい場合には、酒類分割保存承認申請書を提出してください。 (注) この酒類保存命令に応じないときは、酒税法第 30 条の 2 第 2 項第 3 号の「第 31 条第 1 項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき」に該当し、同項の規定により、法定申告期限が繰上がることとなるほか、同法第 12 条第 5 号の「第 31 条第 1 項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合」に該当し、同条の規定により、酒類の製造免許を取り消すことがあります。 記	
保存すべき酒類の価額	
担保される移出期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
酒 類 保 存 証 書 を を提出すべき期限等	保存すべき酒類及び保存の方法を定めたときは、酒類保存承認申請書を提出して承認を受けること。
	酒類保存証書は、令和 年 月 日までに提出すること。

記載要領

不服申立て等についての教示文を添付する。